

静岡県選挙管理委員規程第5号

最高裁判所裁判官国民審査投票の投票用紙及び封筒におす印等についての一部を改正する規程を次のように定める

平成29年9月30日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

最高裁判所裁判官国民審査投票の投票用紙及び封筒におす印等についての一部を改正する規程
最高裁判所裁判官国民審査投票の投票用紙及び封筒におす印等について（昭和33年選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

本文第1項中「第7条」を「第6条」に、「第14条」を「第13条」に、「第2条」を「第4条」に改める。

本文第2項中「第14条」を「第13条」に、「第2条」を「第4条」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。